

道路等の管理及び処分に関する事務処理細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、道路等の管理及び処分に関する事務処理要領（以下「要領」という。）第 2 3 条の規定により同要領の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第 2 条 申請書は、次の各号に掲げる様式とする。

- (1) 第 5 条 ー 道路敷地寄附申請書（様式 1）
- (2) 第 7 条 ー 水路敷地寄附申請書（様式 2）
- (3) 第 9 条 ー 道路付替えに伴う土地の交換（寄附・売払い）申請書
（様式 3）
- (4) 第 1 1 条 ー 水路付替えに伴う土地の交換（寄附・売払い）申請書
（様式 4）
- (5) 第 1 3 条 ー 道路敷地売払い申請書（様式 5）
- (6) 第 1 5 条 ー 水路敷地売払い申請書（様式 6）

2 申請書の提出部数は、正本 1 部、写し 3 部とし、所管区役所道路公園センターに提出するものとする。

(土地面積調書)

第 3 条 土地面積調書は様式 7 とし、寄附、交換又は売払いにより、市又は申請人が取得する土地毎に記載するものとする。

(案内図)

第 4 条 案内図は、縮尺 1 / 2 5 0 0 以上で、申請の目的となる私道、私有水路又は既存道路、既存水路（以下「申請箇所」という。）の位置が判別できるものとする。

(公図写し)

第 5 条 公図写しは、不動産登記法第 1 7 条に規定する地図又はこれに準ずる図面の写しであり、申請箇所の周辺の土地所在も判別できるもので、法務局における図面番号及び転写の年月日を記載するものとする。

(実測求積平面図)

第 6 条 実測求積平面図は、縮尺 1 / 2 5 0 以上のもので、次によるものとする。

- (1) 測量の年月日及び測量者の資格氏名印を押印すること。

(2) 申請人及び各筆毎に求積し、面積計算書を記載又は添付すること。

(土地境界確定図)

第 7 条 土地境界確定図は、申請箇所と既存道路又は既存水路に接する部分、その他申請に関連する部分の抄本であるものとする。

(道路付属物及び占用物件の表示図)

第 8 条 道路付属物及び占用物件の表示図は、縮尺 1 / 250 から 1 / 500 までの範囲内のものとする。

2 申請箇所が相当以前に築造された私道又は私有水路である場合、前項の図面は省略できるものとする。

(私道、私有水路に関する図面)

第 9 条 私道、私有水路に関する図面は次によるものとする。

(1) 平面図は、縮尺 1 / 250 から 1 / 500 までの範囲内のものであること。

(2) 構造図は、縮尺 1 / 20 から 1 / 50 までの範囲内のものであること。

(3) 縦断図は、縦は縮尺 1 / 100、横は縮尺 1 / 500 のものであること。

(4) 横断図は、縮尺 1 / 100 以上のものであること。

2 申請箇所が相当以前に築造された私道又は私有水路である場合、前項の図面は省略できるものとする。

(図面の着色)

第 10 条 公図写し及び実測求積平面図は、次により着色するものとする。

(1) 寄附又は付替えに伴い交換する私道、私有水路は、赤色とする。

(2) 売払い又は付替えに伴い交換する既存道路、既存水路は、黄色とする。

(3) 既存道路は茶色とする。

(4) 既存水路は青色とする。

(5) 青地等の官地は緑色とする。

(地積測量図)

第 11 条 申請箇所の地積測量図が、法務局に保管されている場合は、その写しを添付するものとする。

(境界承諾書)

第 12 条 申請書に添付する境界承諾書は、次によるものとする。

(1) 要領第 5 条第 1 2 号、第 7 条第 1 1 号に定める境界承諾書は様式 8 とする。

(2) 要領第 9 条第 1 3 号、第 1 4 号及び第 1 1 条第 1 3 号、第 1 4 号に定める境界承諾書の様式は、様式 9 とする。

(3) 要領第 1 3 条第 1 2 号、第 1 5 条第 1 2 号に定める境界承諾書は様式 1 0 とする。

2 川崎市道水路台帳平面図の補正において、様式10は、土地境界確定等取扱規則（昭和27年5月20日規則第10号）第6条に定める承諾書（第3号様式）とみなすものとする。

（同意書）

第13条 申請書に添付する同意書は、次によるものとする。

(1) 要領第9条第10号、第11条第10号及び第13条第10号、第15条第10号に定める同意書は様式11又は様式11-2とする。

なお、土地と家屋の所有者が同一人の場合、家屋所有者の同意書は、省略することができるものとする。

(2) 要領第9条第11号、第11条第11号及び第13条第11号、第15条第11号に定める同意書は様式12とする。

なお、印鑑証明書は不要とする。

（登記簿謄本の省略）

第14条 土地所有者と当該土地上の家屋の所有者が同一人の場合、家屋登記簿謄本は省略できるものとする。

（申請人承継の届出書）

第15条 要領第20条に定める届出書は様式13とする。

附則

この細則は、平成13年5月1日より施行する。

この改正細則は、平成19年4月1日より施行する。

この改正細則は、平成22年4月1日より施行する。

この改正細則は、平成24年4月1日より施行する。

この改正細則は、平成26年4月1日より施行する。

この改正細則は、平成30年4月1日より施行する。

この改正細則は、令和2年4月1日より施行する。